

枚方市環境紛争の調整に関する規則

枚方市環境紛争調整委員設置規則（昭和50年枚方市規則第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、枚方市住み良い環境に関する条例（昭和49年枚方市条例第1号）の規定に係る紛争及び枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年枚方市条例第46号）第21条の紛争（以下これらを「紛争」という。）についてのあっせん及び調停（以下「調整」という。）に関し必要な事項を定めることにより、紛争の円滑な解決を図ることを目的とする。

（委員の設置等）

第2条 枚方市住み良い環境に関する条例第54条の規定により、枚方市環境紛争調整委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、市長の付託に応じて調整に当たるほか、市長の求めに応じて第7条第1項の規定による審査に必要な意見を述べるものとする。ただし、委員は、自己又は自己と利害関係のある者が当事者となる調整に関与することができない。

3 委員の人数は、6人以内とする。

4 委員は、弁護士資格を有する者、司法行政又は建築行政に従事した経験のある者その他学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、その身分を利用して紛争に関与し、又は調整を自己本来の業務に利用してはならない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められるときその他適任でないと思われるときは、その職を解くことがある。

（調整の対象）

第3条 法令、条例、規則等において具体的な規制、基準等を定めている事項は、調整の対象としない。

（調整の要件）

第4条 調整は、紛争の当事者（以下「当事者」という。）の双方から調整の申出がなければすることができない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（調整の申出）

第5条 調整の申出は、調整申出書（別記様式）を市長に提出することにより行うものとする。

（建築に伴う紛争に係る調整の申出）

第6条 建築物又は工作物の新築、改築、増築又は移転（以下「建築」という。）に伴う紛争につ

いては、当該建築の工事の着手までに調整の申出をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、放送電波の受信障害その他建築に伴う紛争で市長が適当であると認めたものについては、当該建築の工事が完了した日から1年を経過する日まで、調整の申出をすることができる。

(あっせん)

第7条 市長は、調整の申出があった場合は、調整をすることが適当であるかどうかを審査し、適当であると認めたときは、あっせんの開始を決定する。

- 2 市長は、あっせんの開始を決定したときは、委員のあっせんに付する。
- 3 委員は、あっせんを行う場合においては、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争が公正に解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打ち切り)

第8条 市長は、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることがある。

(調停への移行の勧告)

第9条 市長は、前条の規定によりあっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、当事者の双方に対し、相当の期間を定めて、調停に移行するよう勧告をすることがある。

(調停)

第10条 市長は、前条の規定により勧告をした場合において、当事者の双方が勧告を受諾したときは、委員の調停に付する。

- 2 市長は、当事者の一方が前条の規定による勧告を受諾した場合において、相当の理由があると認めるときは、委員の調停に付することがある。
- 3 市長は、前2項の規定により紛争を調停に付した場合において、必要があると認めるときは、委員の意見を聴いて調停案を作成するものとする。
- 4 市長は、当事者の双方に対し、30日以上を定めて、前項の規定により作成された調停案を受諾するよう勧告をすることがある。

(調停の打ち切り)

第11条 市長は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることがある。

- 2 前条第4項の規定により勧告をした場合において、定められた期間内に当事者の双方から調停案を受諾する旨の申出がないときは、当該調停は打ち切られたものとみなす。

(調整のための調査)

第12条 市長は、調整のため必要があると認めるときは、次に掲げる行為を行うことがある。

- (1) 当事者に出頭を求め、その意見を聴くこと。
- (2) 当事者に関係文書その他物件の提出を求めること。
- (3) 当事者の承諾を得てその占有する場所に立ち入り、調査すること。
- (4) 参考人に調整の場への出席を求め、その意見を聴くこと。

(手続の非公開)

第13条 調整の手続は、公開しない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 [平成24年7月24日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

受付年月日	年 月 日
事件番号	第 号

調 整 申 出 書

年 月 日

（宛先）

枚 方 市 長

申出者の住所（所在地）

氏名（代表者）

（電 話 ）」

下記 について、別紙紛争の概要及び理由書に示すとおり、紛争が生じておりますので、紛争を調整して下さるよう申出をします。

記

1. 紛争の場所（建物又は工作物の建築に係る紛争の場合は、その建築場所）

枚方市

2. 紛争の相手方の住所及び氏名

3. 添付書類

1) 紛争の概要及び理由書

2) 建物又は工作物の建築に係る紛争の場合は、建物又は工作物の概要書

3) その他付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、日影図、付近建物の配置及び階数図等で添付できる資料